水質汚濁防止法によるりん含有量に係る総量規制基準

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下「法」という。)第4条の5第1項及び第2項の規定により、りん含有量に係る総量規制基準を次のとおり定め、平成29年9月1日から施行し、水質汚濁防止法によるりん含有量に係る総量規制基準(平成24年神奈川県告示第100号)は、平成29年8月31日限り廃止する。ただし、同年9月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされる特定施設(指定地域特定施設を含む。)の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に法第5条の規定による届出がされる特定施設(指定地域特定施設を含む。)の設置により新たに設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量)を除く特定排出水の量に係るCp、Cpi及びCpoの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値については、平成31年3月31日までの間は、なお従前のとおりとする。

1 適用する水域

水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第2第1号ニに掲げる区域

2 適用する工場又は事業場

法第2条第6項に規定する特定事業場で、1日当たりの平均的な排出 水の量が50立方メートル以上のもの(以下「指定地域内事業場」という。)

3 総量規制基準

総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。

番号	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	平成14年10月1日前に設置されている指定地	L p= C p • Q p × 10 -
	域内事業場(同日前に法第5条又は第7条の	3
	規定による届出がされた特定施設が設置され	
	、又は特定施設の構造等の変更がされたもの	
	を含み、次項に掲げるものを除く。)	
2	平成14年10月1日以後法第5条又は第7条の	L p=(C pi · Q pi +
	規定による届出がされた特定施設が設置され	C po · Q po) ×10-
	、又は特定施設の構造等の変更がされた指定	3
	地域内事業場(工場又は事業場で、同日以後	
	法第5条又は第7条の規定による届出がされ	
	た特定施設の設置又は構造等の変更により新	
	たに指定地域内事業場となったものを含む。)	
	及び同日以後法第5条の規定による届出がさ	
	れた特定施設の設置により新たに設置された	
	指定地域内事業場(次項及び4の項に掲げる	
	ものを除く。)	

3	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政	L p= C p • Q p × 10
	令 (平成 24 年政令第 147 号。以下「平成 24	- 3
	年改正政令」という。) の施行により新たに	
	指定地域内事業場となった工場又は事業場	
	(次項に掲げるものを除く。)	
4	平成24年改正政令の施行により新たに指定	L p=(C pi·Q pi +
	地域内事業場となった工場又は事業場のう	C po • Q po) × 10
	ち、平成24年5月25日以後法第5条又は第7	- 3
	条の規定による届出がされた特定施設が設	
	置され、又は特定施設の構造等の変更がされ	
	たもの及び同日以後法第5条の規定による	
	届出がされた特定施設の設置により新たに	
	設置された指定地域内事業場となった工場	
	又は事業場	

- 備考 この表に掲げる式において、Lp、Cp、Cpi、Cpo、Qp、Qpi及びQpoは、それぞれ次の値を表すものとする。
 - Lp 排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)
 - Cp 別表りん含有量の欄(1)に掲げる値(単位 1 リットルにつき ミリグラム)
 - Cpi 別表りん含有量の欄(2)に掲げる値(単位 1リットルにつき ミリグラム)
 - Cpo Cpと同じ値 (単位 1リットルにつきミリグラム)
 - Qp 特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)
 - Qpi 平成14年10月1日 (4の項にあっては、平成24年5月25日) 以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排 出水の量 (単位 1日につき立方メートル)
 - Q po 特定排出水の量 (Q piを除く。) (単位 1日につき立方メートル)

附 則

- 1 この告示は、令和4年12月1日から施行する。
- 2 令和4年12月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされる特定施設(指定地域特定施設を含む。)の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量(同日以後に法第5条の規定による届出がされる特定施設(指定地域特定施設を含む。)の設置により新たに設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量)を除く特定排出水の量に係るCp、Cpi及びCpoの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値については、令和6年3月31日までの間は、なお従前のとおりとする。

別 表

番 業 種 そ の 他 の 区 分	考
番	考
番号 業種 その他の区分 トルにつき	考
ラ ミリグラム) (1) (2) 2 畜産農業 8 8	
(1) (2) 2 畜産農業 8 8	
2 畜産農業 8 8	
3 大	
4 非金属鉱業	
5 部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製 4 1	
造業	
6 乳製品製造業 5 1	
7 畜産食料品製造業(前2項に掲げるも 5.5 1	
のを除く。)	
8 水産缶詰・瓶詰製造業 3 1	
9 寒天製造業 3 1.5	
10 魚肉ハム・ソーセージ製造業	
11 水産練製品製造業(前項に掲げるもの 3 1	
を除く。)	
12 冷凍水産物製造業 3 1.5	
13 冷凍水産食品製造業 4 1	
14 水産食料品製造業(8の項から前項ま 3 1.5	
でに掲げるものを除き、魚介類塩干・	
塩蔵品製造業を含む。)	
15 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品 3 1	
製造業	
16 野菜漬物製造業 2.5 1	
17 味そ製造業 4 1.5	
18 しょう油・食用アミノ酸製造業	
19 うま味調味料製造業 1.5 1	
20 ソース製造業 3 1	
21 食酢製造業 3 1.5	
22 砂糖精製業 2.5 1.5	
23 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業 3 1.5	
24 小	
25 パン製造業 2 1	
26 生菓子製造業 3 1	
27 ビスケット類・干菓子製造業	
28 米 菓 製 造 業 3 1.5	
29 パン・菓子製造業 (25の項から前項ま	
でに掲げるものを除く。)	
30 植物油脂製造業 6 1	
31 動物油脂製造業 2 1	
32 食用油脂加工業 3 1	
33 ふくらし粉・イースト・その他の酵母 2 1	
34 穀類でんぷん製造業 3 1.5	
35 めん類製造業 3 1	
37 豆腐·油揚製造業 4 1	
38 あん類製造業 3.5 1	
39 冷凍調理食品製造業 4 1	
40 そう(物)菜製造業のうち煮豆の製造 2.5 1	
に係るもの	
41 清涼飲料製造業 5.5 1	
42 果実酒製造業 1.5 1	
42 未 美 佰 製 垣 来 43 ビ ー ル 製 造 業 3 1.5	
43 こール製造業 44 清酒製造業 1.5 1	
44 信 個 製 垣 業 1.5 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
46 インスタントコーヒー製造業 2.5 1	

4.7	司 A	0	1	
47	配合飼料製造業	2	1	
48	単体飼料製造業			
49	有機質肥料製造業	1.5	1	
5 0	たばこ製造業	2	1	
5 1	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)			
5 5	繊維工業(51の項に掲げるもの及び衣			
	服その他の繊維製品に係るものを除			
	く。以下同じ。)で整毛工程に係るも			
	Ø.			
5 7	繊維工業で麻製繊工程に係るもの			
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程	1	1	
	(のり抜き、精練漂白、シルケット加			
	エその他の染色整理工程に付帯して			
	行われる加工処理工程(以下「染色整			
	理工程付帯加工処理工程」という。)			
	を含む。)に係るもの			
5 9	繊維工業で織物機械染色整理工程(染	2	1	
	色整理工程付帯加工処理工程を含			
	む。)に係るもの(前項に掲げるもの			
	を除く。)			
6 0	繊維工業で織物手加工染色整理工程			
	(染色整理工程付帯加工処理工程を			
	含む。)に係るもの			
6 1	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程			
	(染色整理工程付帯加工処理工程を			
	含む。)に係るもの			
62	繊維工業でニット・レース染色整理工	1.5	1	
	程(染色整理工程付帯加工処理工程を			
	含む。)に係るもの			
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染	2	1	
	色整理工程付帯加工処理工程を含			
	む。)に係るもの			
6 4	繊維工業で不織布製造工程に係るも	1	1	
	Ø.			
65	繊維工業でフェルト製造工程に係る			
	\$ O			
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水			
	した織物製造工程に係るもの			
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程	2	1	
	に係るもの			
68	繊維工業(55の項から前項までに掲げ	1	1	
	るものを除く。)	_		
69	一般製材業又は木材チップ製造業	2	1	
7 1	合板製造業(集成材製造業を含む。)	1	1	
	又はパーティクルボード製造業			
7 5	木材薬品処理業	2	1	
7 6	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製	1	1	
	造業で溶解パルプ製造工程に係るも			
7 7	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製			
	造業でサルファイトパルプ製造工程			
	に係るもの			
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製			
	造業でグランドパルプ製造工程、リフ			
	ァイナーグランドパルプ製造工程又			
	はサーモメカニカルパルプ製造工程			
	に係るもの			

		_	-	
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製			
	造業で未さらしケミグランドパルプ			
	製造工程又は未さらしセミケミカル			
	パルプ製造工程に係るもの(次項に掲			
	げるものを除く。)			
0.0		0	1	
8 0	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製	2	1	
	造業でさらしケミグランドパルプ製			
	造工程(前工程の未さらしケミグラン			
	ドパルプ製造工程を含む。)又はさら			
	しセミケミカルパルプ製造工程(前工			
	程の未さらしセミケミカルパルプ製			
	造工程を含む。)に係るもの			
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製	1	1	
	造業で未さらしクラフトパルプ製造			
	工程に係るもの(次項に掲げるものを			
	除く。)			
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製			
0.2	造業でさらしクラフトパルプ製造工			
	程(前工程の未さらしクラフトパルプ			
	製造工程を含む。)に係るもの			
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製			
	造業で古紙を原料とするパルプ製造			
	工程に係るもの(次項に掲げるものを			
	除く。)			
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製			
	造業で古紙を原料とし脱インキ又は			
	漂白を行うパルプ製造工程(前工程の			
	離解工程を含む。)に係るもの			
8.5	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製			
	造業で木材又は古紙以外のものを原			
	料とするパルプ製造工程に係るもの			
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製	}		
0.0	造業でグランドパルプ、リファイナー			
	グランドパルプ又はサーモメカニカ			
	ルパルプを主原料とする洋紙製造工			
	程(前工程のグランドパルプ、リファ			
	イナーグランドパルプ又はサーモメ			
	カニカルパルプ製造工程を有するも			
0.7	のに限る。)に係るもの			
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製			
	造業で洋紙製造工程に係るもの(前項			
	に掲げるものを除く。)			
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製			
	造業で板紙製造工程に係るもの			
89	機械すき和紙製造業			
90	手すき和紙製造業			
91	塗工紙製造業			
92	段ボール製造業			
93	重包装紙袋製造業			
9 4	セロファン製造業			
95	乾式法による繊維板製造業			
96	繊維板製造業(前項に掲げるものを除			
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品			
"	7			
	表 垣 耒 (10 0 頃 か ら 前 頃 ま ぐ に 拘 り る も の を 除 く 。)			
100	印刷業(新聞その他の出版物を印刷す	0	1	
100		2	1	
	るものを含む。)			
101	製版業			
102	窒素質・りん酸質肥料製造業			
103	複合肥料製造業			

104	化学肥料製造業(前2項に掲げるもの	1	1	
	を 除 く 。)			
105	ソーダ工業	1.5	1	
106	電炉工業	2	1	
107	無機顏料製造業	1	1	
108	無機化学工業製品製造業(前3項に掲	_	_	りん及びりん化合物製造
100	げるものを除く。)			工程にあっては、りん含
				有量の欄(1)の値は、2とす
				3 .
109	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族	1.5	1	りん又はその化合物を原
	系中間物製造工程に係るもの			料、触媒又は中和剤とし
				て使用するものにあって
				は、りん含有量の欄の値
				は、それぞれ同欄の順序
				に従い、6.5、4とする。
110	石油化学系基礎製品製造業で環式中	1	1	りん又はその化合物を原
110	間物・合成染料・有機顔料製造工程に	1	_	料、触媒又は中和剤とし
	係るもの			て使用するものにあって
				は、りん含有量の欄⑴の
111	一大大小,从大甘林 却口却以此一一	1 -	4	値は、2.5とする。
111	石油化学系基礎製品製造業でプラス	1.5	1	
	チック製造工程に係るもの			
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴ	1	1	
	ム製造工程に係るもの			
113	石油化学系基礎製品製造業で有機化	1	1	りん又はその化合物を原
	学工業製品製造工程(脂肪族系中間物			料、触媒又は中和剤とし
	製造工程、環式中間物・合成染料・有			て使用するものにあって
	機顔料製造工程、プラスチック製造工			は、りん含有量の欄(1)の
	程及び合成ゴム製造工程を除く。)に			値は、2.5とする。
	係るもの			
114	石油化学系基礎製品製造業(109の項	1	1	
114		1	1	
115	から前項までに掲げるものを除く。)	0 5	1	加力对对力力从人物之后
115	脂肪族系中間物製造業	2.5	1	りん又はその化合物を原
				料、触媒又は中和剤とし
				て使用するものにあって
				は、りん含有量の欄の値
				は、それぞれ同欄の順序
				に従い、20、4とする。
116	メタン誘導品製造業	2	1	
117	発酵工業	1.5	1	
118	コールタール製品製造業	2	1	
119	環式中間物・合成染料・有機顔料製造	1.5	1	りん又はその化合物を原
113	業	1.0	1	料、触媒又は中和剤とし
	*			て使用するものにあって
				は、りん含有量の欄の値
				は、それぞれ同欄の順序
				に従い、23.5、4とする。
120	プラスチック製造業	1	1	
121	合成ゴム製造業	1.5	1	
122	有機化学工業製品製造業 (109の項か	3.5	1	
	ら前項までに掲げるものを除く。)			
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレ	2	1	
	ーヨンの製造に係るもの	_	_	
124	レーヨン・アセテート製造業のうちア			
124	セテートの製造に係るもの			
105		1		
125	合成繊維製造業	1	1	
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	2	1	
127	石けん・合成洗剤製造業			
128	界面活性剤製造業(前項に掲げるもの	3	1	
	を 除 く 。)			
129	塗料製造業	1.5	1	
1			•	<u>. </u>

	The state of the s	П	1	
130	印刷インキ製造業	2	1	
131	医薬品原薬・製剤製造業	1.5	1	
132	医薬品製剤製造業	1	1	
133	生物学的製剤製造業			
134	生薬・漢方製剤製造業	2	1	
135	動物用医薬品製造業			
136	火薬類製造業	1.5	1	
137	農薬製造業	2	1	
138	合成香料製造業	_	1	
139	香料製造業(前項に掲げるものを除			
139	古代表坦来(則項に拘りるものを除 く。)			
1.4.0	\。ノ 化 粧 品 ・ 歯 磨 ・ そ の 他 の 化 粧 用 調 整 品			
140	, — , — , — , — , — , — , — , — , — , —			
1.40	製造業			
142	ゼラチン・接着剤製造業(にかわ製造			
	業を含む。)			
143	写真感光材料製造業	1.5	1	
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業			
145	イオン交換樹脂製造業	1	1	
146	化学工業(102の項から前項までに掲	1.5	1	
	げるものを除く。)			
147	石油精製業	1	1	
148	潤滑油製造業(前項に掲げるものを除	1.5	1	
	< 。)	<u> </u>	<u> </u>	
149	コークス製造業	1	1	
150	石油コークス製造業	2	1	
151	自動車タイヤ・チューブ製造業	1.5	1	
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型	1	1	
	洗浄工程に係るもの			
153	ゴム製品製造業(前2項に掲げるもの	1.5	1	
	を除く。)			
154	なめしかわ製造業	2	1	
155	毛皮製造業			
156	板ガラス製造業	1	1	
157	板ガラス加工業	-	-	
158	ガラス製加工素材製造業	1.5	1	
159	ガラス容器製造業	1	1	
	理化学用・医療用ガラス器具製造業	1	1	
	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業			
161	ガラス繊維(長繊維に限る。)・同製品			
162	ガ ノ ろ 越 稚 (女 越 稚 に 限 る 。)・ 同 聚 品 製 造 業			
1.00	ガラス繊維・同製品製造業(前項に掲			
163				
1.0.4	げるものを除く。) ガラス・同製品製造業(156の項から			
164				
1.0.5	前項までに掲げるものを除く。)			
165	生コンクリート製造業			
166	コンクリート製品製造業			
167	セメント製品製造業(前2項に掲げる	1.5	1	
	ものを除く。)			
168	黒鉛電極製造業	1	1	
169	砕石製造業 			
170	鉱物·土石粉砕等処理業			
172	うわ薬製造業			
173	高炉による製鉄業			
175	フェロアロイ製造業			
176	高炉によらない製鉄業(前項に掲げる			
	ものを除く。)			
178	製鋼・製鋼圧延業(転炉(単独転炉を			
	含む。)又は電気炉(単独電気炉を含			
	む。) によるものに限る。)			

		ı	1	
179	熱間圧延業 (182の項及び183の項に掲			
180	げるものを除く。) 冷間圧延業(182の項及び183の項に掲			
180	行 同 圧 延 業 (1820 頃 及 ひ 1830 頃 に 掲 げ る も の を 除 く 。)			
181	冷間ロール成型形鋼製造業			
182	鋼管製造業			
183	伸鉄業			
184	磨棒鋼製造業			
185	引抜鋼管製造業	1.5	1	
186	伸線業	1. 0	1	
187	ブリキ製造業	2	1	
188	亜鉛鉄板製造業	1	1	
189	めっき鋼管製造業	_	_	
190	めっき鉄鋼線製造業			
191	表面処理鋼材製造業(187の項から前			
	項までに掲げるものを除く。)			
192	鍛鋼製造業			
193	鍛工品製造業	2	1	
194	鋳 鋼 製 造 業	1.5	1	
195	銑鉄鋳物製造業(次項及び197の項に	1	1	
	掲げるものを除く。)			
196	鋳 鉄 管 製 造 業			
197	可鍛鋳鉄製造業	1.5	1	
198	鉄 粉 製 造 業	1	1	
199	鉄鋼業(173の項から前項までに掲げ			
	るものを除く。)			
200	非鉄金属製造業			
201	電気めっき業	2	1	りん又はその化合物によ
				る表面処理施設を設置するものにあっては、同施設に係る特定排出水の最大の量が400立方メート
				ル以上の場合のりん含有量の欄(1)の値は、2.5とし、同施設に係る特定排出水の最大の量が400立
				方メートル未満の場合の りん含有量の欄の値は、
				それぞれ同欄の順序に従 い、8、4.5とする。
202	金属製品製造業(前項に掲げるものを 除く。)	2	1	(1) 溶融めっき工程(りん又はその化合物によ
				る表面処理施設を設置 するものに限る。) にあ
				っては、りん含有量の
				欄(1)の値は、2.5とする。 (2) アルマイト加工工程
				(りん又はその化合物
				による表面処理施設を
				設置するものに限る。)
				にあっては、りん含有
				量の欄(1)の値は、8とす
	An. Late L.N. H.H L. And Vol. Ville			る。
203	一般機械器具製造業	1.5	1	
204	電子回路製造業	1	1	
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業(並原に関げてものな際)。電子機	1.5	1	民生用電気機械器具製造
	(前項に掲げるものを除く。)、電子機 は翌月制件業又は焦報通信機械翌月			工程(りん又はその化合物による表面処理施設を
	械器具製造業又は情報通信機械器具制造業			物による表面処理施設を 設置するものに限る。) に
	製造業			設直するものに限る。) に あっては、りん含有量の
				欄 (1)の値は、3とする。
		l	ı	IMI (1/*/ L 1 本 、 U C) 'ひ 0

206	輸送用機械器具製造業	2	1	自動車・同付属品製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあっては、りん含有量の欄(1)の値は、4.5とする。
207	精 密 機 械 器 具 製 造 業	1.5	1	(I)(V) lie (は、 4.0 C 9 ん)。
208	ガス製造工場	2	1	
209	下水道業	2.5	2	(1) の水る中方すん量るてののと 有けのの水る理あの同 3の水る中方すん量るてののと 有けのの水る理あの同 3の水る中方すん量るてののと 有けのの水る理あの同 3の水る中方すん量るてののと 有けのの水る理あの同 3の水る中方すん量るてののと 有けのの水る理あの同 3
210	空 瓶 卸 売 業	4	2	-
211	共同調理場(学校給食法(昭和29年法律第160号)第6条に規定する施設をいう。)	3	1.5	
212	弁当仕出屋又は弁当製造業	4	1.5	
213	飲食店	5.5	2	
214	宿泊業	3	2	
215	リネンサプライ業	2.5	1	
216	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)			
218	写真業(写真現像・焼付業を含む。)	4	2	
219	自動車整備業	2.5	2	
220	病院	3	2	
	<u> </u>		i	i

221	し尿浄化槽 (建築基 25年政令第338号) に規定する算定方 処理対象人員が501 る。)	第 3 2 条 第 1 項 の 表 去 に よ り 算 定 し た	8	2	(1) (1) (1) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2
222	し尿浄化槽(建築基 第1項の表に規定 り算定した処理対象 500人以下のものに	する算定方法によ ま人員が201人以上			れぞれ同欄の順序に従い、8、2とする。
223	し尿処理業(し尿浄除く。)	化槽に係るものを	2	1	
224	ごみ処理業		1	1	
225	廃油処理業				
226	産業廃棄物処理業(を除く。)	前項に掲げるもの	3	1	
227	死亡獣畜取扱業		2	2	
228	と畜場		4	2	
229	中央卸売市場				
230	地方卸売市場		2.5	1.5	
231	則(昭和46 年通商) 第 1 条 の 2 各 号 に う。)	理 府 産業省 令第2号) 掲げるものをい	1.5	1	
232	前各項に分類されないもの	(1) 指定地域内事業場のし尿又は雑排水(221 の項及び222の 項に係るもの を除く。)	8	2	
		(2) 上水道業・工業用水道業(自家用工業用水 道業を含む。)	1	1	
		(3) (1)及び(2)に分類されないもの	8	2	